

(様式3)

会議の要旨 (議事録)

会議の名称	第82回都市計画審議会		
開催日時	平成25年10月11日	開催場所	市役所3階大会議室
出席者数	13名	傍聴人数	0人
議題	鳥栖基山都市計画下水道の変更(鳥栖市決定)について		
配布資料	1 議案 2 議案付図 3 議案参考資料		
所管課	(課名) 都市整備課	(電話番号)	85-3601

第82回鳥栖市都市計画審議会会議録

- 1 開催年月日 平成25年10月11日(金)
- 2 開催時間 午前9時30分から午前10時00分まで
- 3 開催場所 鳥栖市役所 3階大会議室
- 4 出席委員
指山清範 会長
権藤結城 委員
小石弘和 委員
国松敏昭 委員
江副康成 委員
古賀寛典 委員
鈴木登美子 委員
江崎春美 委員
能富素江 委員
古賀和仁 委員
田中稔 委員
下田寛 委員
吉岡靖博 委員
- 5 その他出席
鳥栖市 橋本市長
事務局 【建設部】松田部長
(都市整備課)
野田課長 近藤課長補佐 榎主査 古澤主査
【上下水道局】立石局長
(事業課)
今村参事 佐藤課長補佐 今村主任
(管理課)
野下課長補佐
- 6 傍聴者 0人
- 7 審議会次第
(1) 委員の紹介
(2) 市長のあいさつ
(3) 会長のあいさつ
(4) 議題の審議
①諮問案件の審議
諮問第97号 鳥栖基山都市計画下水道の変更
(5) 建設部長のあいさつ
- 9 審議の結果 諮問第97号について、諮問事項どおり議決した。
- 10 審議の概要 別紙のとおり

(別紙)

審議の概要

発言者	発言内容
開会【9:30】	
事務局	ご案内の時刻になりましたので、ただ今より第82回鳥栖市都市計画審議会を開催いたします。 ○傍聴者の報告(0名) ○都市計画審議会委員の紹介 ○欠席委員の報告 鳥栖市長よりごあいさつを申し上げます。
市長	○あいさつ
事務局	次に会長あいさつに移ります。指山会長、よろしくお願いいたします。
会長	○あいさつ
事務局	ありがとうございました。 それではこの後は議事に入りますが、市長は、この後別の公務のため、ここで退席させていただきます。
市長退席	
事務局	次に議長についてでございますが、鳥栖市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となるとされておりますので、指山会長に議長をお願いしたいと思います。 指山会長、前の議長席の方へお願いいたします。
会長、議長席へ移動	
事務局	それでは議事に入ります前に、本日は全13名の委員の出席を頂いておりますので、鳥栖市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。 これより先は、議事進行を指山会長にお願いいたします。
会長	議事に入ります前に、委員の皆様方には円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げます。 始めに、鳥栖市都市計画審議会条例第7条の規定による会議録へ署名は、権藤委員と江副委員にお願いいたします。 それでは諮問第97号鳥栖基山都市計画下水道の変更を議題といたします。 事務局からご説明をお願いします。
事務局	皆様おはようございます。 下水道に関する都市計画の変更について、ご審議をよろしくお願いいたします。 それでは、お手元に配布しております資料を基に説明いたします。議案資料は、3種類ありますけどもお持ちでしょうか。 審議会議案の1ページ及び参考資料の1ページと2ページについて説明いたします。 まず、鳥栖市の公共下水道事業についてでございます。 この事業は昭和48年に公共下水道の都市計画決定行い、その後、昭和49年に鳥栖駅前周辺の市街地を中心に約330haの事業認可を取得しまして、下水道の幹線管渠や浄化センターの工事に着手し、平成2年3月に市内中心部の約230haにおいて供用開始を行っております。その後は、認可区域を拡大しながら下水道の整備を進め、平成24年度末での下水道整備済み面積が約2,102haとなっております。 今回、都市計画変更のご審議をお願いするわけでございますが、現在の都市計

画で定めております面積が、参考資料の1ページに示しておりますとおり2,210haでございます。これに32haを変更拡大し、変更後の面積が2,242haとすることといたしております。

参考資料の2ページになりますが、A3サイズ縦長の図面をご覧いただきたいと思っております。(図面を掲げる)

現在の区域2,210haにつきましては、黒色と黄色の着色で示しております部分でございます。その内、黄色で示しております部分が市街化調整区域で排水設備がなく下水道の整備が不要な区域でございます。この部分を下水道区域から除外するものでございます。また、赤く着色しております部分が今回追加する区域でございます。この区域は、主に農業集落排水事業として整備された飯田地区・永吉地区でございます。この区域と市街化調整区域で市街化区域に隣接し、現に建物が建っている区域を公共下水道区域へ追加編入するものでございます。今回の、都市計画変更で大きなポイントは農業集落排水事業で下水道を整備した区域の公共下水道への編入でございます。

その、農業集落排水地区について若干説明させていただきます。

まず、飯田地区でございます。この地区は、平成3年から平成5年にかけて下水管の埋設工事や汚水処理施設の工事を行い、平成6年3月末に供用開始をしております。供用開始より19年が経過しております。

また、永吉地区につきましては、平成4年から平成6年に下水管埋設及び汚水処理施設の工事を行い平成7年3月末に供用開始をいたしております。供用開始より18年が経過しております。

この2地区で農業集落排水事業を実施した際には、周辺に市街化区域はございませんでしたが、流通業務団地が整備されたことにより、市街化区域と隣接することとなったところでございます。

このような状況と今後予想される処理施設の老朽化がございまして、効率的で効果的な汚水処理を考えますと、農業集落排水の処理施設を廃止し、公共下水道への接続を行うことにより、処理施設の施設更新費用等が不要となること等から、農業集落排水区域を公共下水道区域へ編入することとしたところでございます。

最後に、これまでの経過及び今後のスケジュールについてご説明いたします。現在ご覧のページの前のページとなりますが、参考資料の1ページをお願いいたします。後段となりますが、「2. 都市計画の策定の経緯の概要」をご覧ください。

まず、これまでの経過でございますが、都市計画原案を作成した後に、本年7月18日から8月1日にかけて、公聴会の公告を行うとともに、原案の縦覧を行いました。この結果、都市計画変更の原案に対しての公述申し出がございませんでしたので、公聴会は実施しておりません。

また、9月10日から9月24日にかけて市報及び市のホームページ上にお知らせした上で、鳥栖市上下水道局事業課において都市計画案の縦覧を行いました。この結果、縦覧期間中に意見書の提出はございませんでしたので、ご報告させていただきます。その後、本日の都市計画審議会でご審議いただいているところでございます。

今後のスケジュールについてでございますが、本日の都市計画審議会の結果に基づく答申をいただいた後に、県との協議を今月下旬に行った上で、本年11月の都市計画の決定告示を予定しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長	<p>ただいま諮問第97号について説明を受けました。</p> <p>この諮問第97号鳥栖基山都市計画下水道の変更について、質疑、ご意見等ございます委員におかれましては、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>一つだけお尋ねします。既存の農業集落排水施設ですけども、これは老朽化が今後進むということで、公共下水道に切り替えられるということなんですが、この処理施設は、その後はどういうふうにされるのでしょうか。</p>
事務局	<p>飯田地区、永吉地区にそれぞれ処理場がございますけれども、その後、市としては、マンホールポンプ場としてそのまま残す計画でございます。</p>
委 員	<p>飯田と永吉地区ということですが、この地区で、例えば分家とかができて、公共下水道に繋げなければならないとなった場合は、自動的に繋ぐことができるということですか。</p>
事務局	<p>飯田・永吉地区を公共下水道に統合した後は、その地区に関しては、公共下水道の市街化調整区域の取り扱いと同じになりますので、同じように公共下水道に接続することができます。</p>
委 員	<p>先程も質問がありました、マンホールポンプ場についてですが、私も専門的なことは分かりませんので、もし良かったら詳しく教えていただきたいというのが1点と、農業集落排水施設は、他にも何箇所あって今後どのような方向性を持って取り組まれるのか、その2点をご質問します。</p>
事務局	<p>マンホールポンプにつきましては、現状においては自然流下では公共下水道に繋げませんので、マンホールポンプを設置した上で、圧送管で公共下水道に接続することになりますので、そのマンホールポンプと電気施設装置を設置することになります。</p> <p>残りの3地区に関しては、千歳地区、下野地区、於保里地区の3地区でございますけれども、この地区に関しましても順次、処分制限期間が過ぎたら、公共下水道へ接続したいと考えております。</p>
委 員	<p>マンホールポンプの件ですが、出来ましたら資料か図を通して、具体的にもっと詳しく教えていただきたいという思いはありますので、あえて答弁がなければ結構です。</p> <p>先程の残りの3地区についてですが、具体的に事業計画があるのかないのか、スケジュール表みたいなものがあるかどうか、その辺りをお答えください。</p>
事務局	<p>マンホールポンプ場に関しましては、現在は処理場として水処理の施設等ありますけれども、その部分は廃止をして、汚水を圧送するためのマンホールポンプとそのための電気盤ということになります。現在ある水処理施設については不要になるということです。</p> <p>それと、今後の残り3地区の事業計画に関しましては、現在、平成28年頃から順次、公共下水道への接続の計画をしているところです。</p>
委 員	<p>マンホールポンプ場となるこの施設は、最終的には、継続してそのままの状態を利用されると理解してよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>処理場は、現在、水処理場でございますけれども、その部分は不要となりますので、撤去をすることになります。その跡地に関しましては不要となりますが、鳥栖市の所有地でありますので、そのまま所有します。</p>
委 員	<p>施設そのものはなくなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>施設そのものそのまま残ります。</p>
事務局	<p>今の答弁では説明不足な点がございまして、追加してご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、先程、自然流下で流れているという話をしましたけれども、例えば、ここに家が建っていたとしまして、下水道というのは、自然流下ということで高いところから低い所へ流れますので、このような形で一番末端に処理場がございまして、そこは非常に深くなっています。それをポンプで汲み上げ、水処理、いわゆるきれいな水にするための工程を経て、それから河川に流れている訳ですけども、今回これを閉鎖します。</p> <p>現在の農業集落排水の汚水は深いところで下水道管から流れてきておりますが、一方、公共下水道の管というのは、もっと浅いところに入っていますので、そこまでをポンプで上げないといけませんので、そのためにマンホールポンプを設置します。マンホールポンプというのは、道路によく鉄蓋がございまして、その下は1m20cm程の大きさの空洞になっています。その中にポンプを入れて、公共下水道の浅い所の管まで上げる、そういうものを今回、現在の処理場を</p>

	<p>使って電気盤を設置し、公共下水道へ接続するというごさいます。</p> <p>それからもう一つ、他の3地区というお話をしましたけれど、千歳地区、これは高田町の方に処理場がごさいます。それから下野町の新幹線の横に下野地区の処理場がごさいます。それから於保里地区、三島町の方にもう一つ処理場がごさいます。この3つが農業集落排水事業で整備している処理場がごさいます。</p> <p>この3地区につきましては、平成28年度から31年度の間で順次、公共下水道の方に接続替えをしていきたいということで、またこのように都市計画審議会の方にお諮りをしながら進めて行きたいというふうにごさいます。</p>
委員	現状の農業集落排水の飯田・永吉地区の施設そのものは、そのまま存続する訳です。
事務局	水処理施設の電気機械設備は撤去することになりますが、建物と土地はそのまま残ります。
会長	<p>他にごさいませんか。</p> <p>ないようですので、審議を終わって採決を行いたいと思います。</p> <p>それでは、諮問第97号鳥栖基山都市計画下水道の変更については、原案のとおり可決することによろしいでしょうか。</p>
全委員より「異議なし」との声	
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、諮問第97号鳥栖基山都市計画下水道の変更については、諮問事項どおり議決いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。慎重なご審議を頂きまして、誠にありがとうございました。これにて議長を降壇いたします。</p>
事務局	<p>指山会長、ありがとうございました。</p> <p>本日予定しておりました議事が全て終了いたしましたので、最後に建設部長がお礼のご挨拶を申し上げます。</p>
建設部長	○あいさつ
事務局	<p>これをもちまして、第82回鳥栖市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
終了【10:00】	